

議案第159号

公の施設（宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場）の指定管理者の  
指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方  
公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略